

# 長瀨町森林整備計画書

平成30年4月

計画期間

平成30年 4月 1日

～

平成40年 3月31日

埼玉県

長瀨町

## 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は 造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	14
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	16
3	その他必要な事項	16
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	17
2	森林の施業又は経営の受託等による森林の経営の規模拡大を 促進するための方策	17
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	17

4	その他必要な事項	17
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	18
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	18
4	その他必要な事項	18
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムに関する事項	19
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	19
3	作業路網の整備に関する事項	19
4	その他必要な事項	20
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	21
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	21
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	22
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	23
2	その他必要な事項	23
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	24
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げるものを除く。）	24
3	林野火災の予防の方法	24
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	24
5	その他必要な事項	24
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	25
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採 その他の施業の方法	25
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	25
4	その他必要な事項	26

V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	27
2	生活環境の整備に関する事項	27
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	27
4	森林の総合利用の推進に関する事項	27
5	住民参加による森林の整備に関する事項	27
6	その他必要な事項	28
別記	国立公園・県立自然公園特別地域における森林の施業	29
別表 1	公益的機能別森林の区域	30
別表 2	公益的機能別森林の施業の方法	31
別表 2 附表 1	長伐期施業を推進すべき森林 (土流・土崩防備保安林、砂防指定地)	32
別表 2 附表 2	長伐期施業を推進すべき森林 (県立自然公園第 2 種特別地域)	45
別表 3	保健機能森林の区域	46

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

長瀨町は、埼玉県北西、秩父郡北東端に位置し、東経 139 度 7 分、北緯 36 度 6 分で、秩父山系の入口に位置しており、町の中央を縦貫して流れる荒川の両岸に細長く開けた町です。

町の大半が山地で、宝登、不動、陣見、大平、釜伏といった山々に囲まれ、これらの山を源とする河川は、それぞれ荒川に流入しています。

また、町は自然に恵まれ、全域が県立長瀨玉淀自然公園区域にあり、地質学上も重要な地域で、特に上長瀨から高砂橋に至る荒川流域は国の名勝及び天然記念物「長瀨」に指定されています。

気象は、内陸性気候で、冬季は北西の季節風が強く吹き、乾燥した晴天が続く降雨量、積雪とも少なく、夏季は高温多湿で気温の年較差が著しい気象条件となっています。

当町の総面積は 3,043ha で、その大部分が森林であり、森林面積は 2,111ha と総面積の 69%を占めています。また、森林面積のうちスギ、ヒノキを主体とした人工林は、1,096ha と約半数を占めており、森林資源は充実していますが、その一方、国産材の需要と価格の低迷、造林施策の見直し、山村地域の過疎化・高齢化の進展などにより、手入れがされずに放置されている森林が増加しています。

このことなどから、近年、木材の生産が著しく低下してきており、土砂流出・山地崩壊防止、水源涵養、温暖化防止など、森林の公益的機能の低下が一層懸念されています。

このような中で、地域住民が安全で安心して暮らし、快適に過ごせる環境をつくるうえで、災害に強い森づくりとともに、潤いと安らぎが感じられる緑豊かな空間づくりが求められています。

また、放置の進む人工林の計画的かつ緊急な間伐の実施、林業雇用環境の整備、木材資源の利活用の促進と循環利用及び生物多様性の保全などへの取り組みが必要となっています。

これらの課題の対応については、町、森林組合、森林所有者、そして地域住民の理解と参加が必要です。そのためにも、すべてが一体となって長瀨町の特色を活かした森林づくりを推進していくことが望まれています。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能		機能発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能		下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能		下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
保健 文化 機能	保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林
	文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育活動に適した施設が整備されている森林
木材等生産機能		林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、森林管理道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

### ア 森林整備の基本的考え方

森林の整備に当たっては、森林の構成、森林の有する機能、森林管理道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案して、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を推進します。

森林の有する機能		森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能		<p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>水源涵養のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能		<p>災害に強い町土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>土砂の流出防備等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
保健 文化 機能	保健・レクリエーション機能	<p>住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
	文化機能	<p>潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
木材等生産機能		<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

## イ 森林施業の推進方策

アの森林整備を円滑に推進していく上で重要となる林業労働力については、林業労働者の減少、労働力の低下が見られる。間伐の着実な実施が重要課題となっていることから、間伐促進の啓発を図るとともに、森林の有する公益的機能に対処することからも広葉樹林の適切な整備を図る。今後主伐期を迎える林分については、伐採を計画的に実施していくための体制整備を推進するものとする。

また、地域における適切な森林整備を推進していくために、森林組合、NPO、ボランティア団体、林業普及指導員、森林所有者等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて森林施業の技術的支援を推進しながら、緊急に実施すべき間伐に取り組んでいく。



### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、町、森林組合等流域の林業関係者と密接な連携を図りつつ、長期展望に立った林業施業の総合的な計画を実施するため、次の事項を推進する。

#### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

県と連携を図りながら、不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ、意欲ある森林所有者・森林組合等林業事業体に対し、長期施業の受託に必要な森林情報等の提供及び助言・斡旋などを推進し、森林経営の受委託を進めることとする。

また、普及啓発活動を通じて、森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林経営計画による施業の共同化、施業実施協定の締結による森林所有者等の共同による施業等を促進する。

#### (2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

##### ア 林業従事者の養成・確保等

森林組合等の林業事業体における労働条件や雇用管理の改善、事業量の安定的確保、生産性の向上、林業労働者のキャリア形成支援等を一体的に促進する。また、経営体質の強化、雇用の長期化・安定化、社会保険等への加入促進、機械化の推進等により労働安全衛生を確保し、就労条件の改善を図る。さらに、新たに林業に就業しようとする者を対象に、林業技術習得のための研修や事業体に関する情報の提供等を行い、就業の円滑化を図ることで、林業労働力を確保する。

##### イ 林業事業体の経営体質強化

森林組合等の林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量の確保に努めるとともに、経営の多角化、協業化等による組織・経営基盤の強化等を推進するなど経営体質の強化を図る。

#### (3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化や労働災害の減少等に資するため、傾斜地等自然的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムを整備する。また、機械作業システムの普及・定着を図るとともに、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用化等利用体制の整備や、機械の導入に必要な路網等の整備に努める。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は、次のとおりとする。なお、標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。

樹 種								
スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材以外)	その他広葉樹 (用材)
35	40	35	35	35	50	10	15	55

※ なお、標準伐期齢に達しても伐採を促すものではない

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、立地条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐、択伐等の伐採方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法その他必要な事項について定めるものとする。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐による。

皆伐： 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ha ごとに保残帯を設け適確な更新を図る。

択伐： 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

### 3 その他必要な事項

該当なし。

## 第2 造林に関する事項

人工造林及び天然更新の対象樹種の選定については、適地適木を基本として、自然・立地条件、樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。なお、樹種の選定にあたっては、必要に応じて品種を定めるほか郷土種などにも考慮すること。

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

区 分	針葉樹	広葉樹
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ	クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ等

※ 上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町と協議し、当地に適切な樹種を植栽する。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立て方法	標準的な植栽本数(本/ha)
スギ・ヒノキ 広葉樹等	疎	概ね 1,500
	中	概ね 2,500
	密	概ね 3,200

##### イ その他人工造林の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	原則として、最小限度の刈り払いを実施することとする。ただし、現地の状況により省略することができる。
植 栽 時 期	春植えは3月中旬から4月下旬、秋植えは9月中旬から10月下旬を標準とするが、林地の乾燥、凍結等の状態や樹苗の成長の開始時期等を考慮のうえ決定する。なお、秋植えをする場合には寒害常習地を避け、苗木の取扱いに十分注意する。
植付けの方法	列植え(方形植え)又は正方形植えとするが、地形、作業性等を考慮し、三角形植え等も行ふ。また、植え付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植え穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内を目安とし、人工造林すべき期間を定めるものとする。

## 2 天然更新に関する事項

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新 の対象樹種	広葉樹類（ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類） 針葉樹類（マツ類、モミ類）
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新をすべき樹種の選定に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて気候、土壌等の自然的条件を勘案して、広葉樹ではナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等とし、針葉樹ではマツ類、モミ類等とし、将来その林分において高木となりうる樹種とする。

#### (ア) 期待成立本数

樹 種	期待成立本数
広葉樹（ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等） 針葉樹（マツ類、モミ類等）	10,000 本/ha

#### (イ) 天然更新すべき本数

樹 種	天然更新すべき立木本数
広葉樹（ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等） 針葉樹（マツ類、モミ類等）	3,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽整理(芽かき)は、ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新の対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、(3)の期間内において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づいて確認することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内を目安とし、更新すべき期間を定めるものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

最大立木成立本数
10,000本/ha

5 その他必要な事項

該当なし

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

植栽密度 (本/ha)	樹種	施業方法	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な 方法	備考
			1回目	2回目	3回目	4回目		
1,500 (疎仕立て)	スギ	標準伐期	—				別記の とおり	
		長伐期	35	45				
	ヒノキ	標準伐期	—					
		長伐期	40	55				
2,500 (中仕立て)	スギ	標準伐期	25					
		長伐期	25	35	45			
	ヒノキ	標準伐期	30					
		長伐期	30	40	55			
3,200 (密仕立て)	スギ	標準伐期	18	25				
		長伐期	18	25	35	45		
	ヒノキ	標準伐期	20	30				
		長伐期	20	30	40	55		

※ 平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満にあつては10年、標準伐期齢以上にあつては15年を目安とする。

#### 別記

##### ア 間伐率

本数比で、概ね20～35%とする。

間伐効果を長期間発揮させ育林コストの縮減を図る観点から、気象被害に留意し、間伐率を高めを実施するのが望ましい。

なお、針広混交林に誘導する場合は、概ね40～50%とする。

##### イ 間伐木の選定の方法

林木の配置及び樹幹の形質を考慮し、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく選定する。

また、スギやヒノキにあつては、雄花の着花量にも考慮し選定する。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した間伐木の選定にも配慮する。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、下表を基準とするが、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案して、適切に実施するものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																			標準的な方法	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		20
下刈り	スギ	△	○	○	○																	別記のとおり
	ヒノキ	△	○	○	○	△																
つる切り	スギ									△												
	ヒノキ									△												
除伐	スギ										△				△							
	ヒノキ										△						△					
枝打ち	スギ										○				△							
	ヒノキ										○						○					

注1 ○印は、通常予想される実行標準。

注2 △印は、必要に応じて実施する。

注3 ←→は、実行時期の範囲を示す。

### 別記

#### ア 下刈り

造林木の成長状況、雑草木の繁茂の状況により適期に必要な最小限の実施を行う。

刈払いは、原則として筋刈・坪刈とする。ただし、雑草木の繁茂が著しい場合には、全刈りで実施できるものとする。

下刈り終了時の目安は、大部分の造林木が周辺の植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

#### イ つる切り

つる切りは、つるの繁茂状況により、造林木の育成に支障とならないように適切に行う。

#### ウ 除伐

除伐は、目的樹種と周辺植生の競合時期に実施することとする。

実施に当たっては、植栽木のほか、将来活用が期待される有用天然木の育成、林地保全等に配慮し、現地の実態に即した施業を行う。

#### エ 枝打ち

枝打ちは、間伐作業の効率化等の他、製品価値の高い良質材の生産を目的とし、投資効率を考慮して実施する。



### 3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

###### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

###### ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1により定めるものとする。

###### イ 森林施業の方法

森林施業の方法として下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2のとおりに定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種								
	スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹（用材以外）	その他広葉樹（用材）
別表2の区域	45年	50年	45年	45年	45年	60年	20年	25年	65年

###### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

###### ア 区域の設定

次の①～②の森林など、土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

###### ① 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（土砂災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止/土壌保全機能の高い森林等とする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の

節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壤等の土壤を含む土地に存する森林等とする。

② 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）

文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められている森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等とする。

具体的には渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等とする。

イ 森林施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、アの②に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

アの①②の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、複層林施業を推進すべき森林とし、複層林施業によっては、公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。

それぞれの森林の区域については別表2により定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹(用材以外)	その他広葉樹(用材)
別表2の区域	70年	80年	70年	70年	70年	100年	20年	30年	110年

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材等生産機能維持増進森林）の区域を別表1により定めるものとする。その際、区域内における1の公益的機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

### (2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

## 3 その他必要な事項

### (1) 施行実施協定の締結の促進方法

該当なし

### (2) その他

該当なし

## **第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**

### **1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針**

意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことにより経営規模の拡大を図る。

### **2 森林の施業又は経営の受託等による森林の経営の規模拡大を促進するための方策**

森林所有者等への長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、協議会の開催による合意形成等を推進することにより、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大の促進を図る。

### **3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項**

森林の施業又は経営の受託等の実施にあたっては、森林施業や木竹の販売、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことができることなどを定めた委託契約書等を委託者との間で締結するよう努めることとする。

### **4 その他必要な事項**

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

間伐をはじめとする森林施業を計画的、重点的に実施するため、林業普及指導員、町、森林組合、森林所有者等が連携し、推進体制を整備するとともに、森林施業の共同実施施業の委託等の共同化を促進する。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するため、町、森林組合、森林所有者等の関係者により森林施業に関する話し合いを行い組織的な施業共同化の実行体制を整備する。このため、区域単位での森林組合への施業委託の推進、森林組合が区域単位に行う造林、保育及び間伐等の技術指導、間伐材の販売計画の作業等の活用を結びつけることによって区域単位での施業共同化の推進体制を整備強化する。また林業労働力を持たない不在村森林所有者に対しては、施業実施協定の締結に努めるとともに、森林組合等による施業の受託を促進するなど、林業関係事業者の積極的な活用を図り、健全な森林整備に努める。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ア 森林施業計画を共同で作成する者(以下「共同作成者」という。)全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲のある林業事業者等への共同委託により実施することとする。
- イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- ウ 共同作成者が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出作業に応じた路網密度の水準を以下のとおり示す。なお、この水準は、木材搬出予定箇所における目安であり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	15 以上	45 以上	60 以上
	架線系作業システム	15 以上	0 以上	15 以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	—	5 以上

### 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備に併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域とする。

### 3 作業路網に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、埼玉県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

##### イ 基幹路網の整備計画

開設 拡張 別	種類	区分	路線名	延長 及び 箇所数		利用区域			前5カ年の 計画箇所	対図 番号	備考
						面積	材積				
							針葉樹	広葉樹			
開設	自動車 道及び 軽車道	林道	葉原峠	500	22	5,558	646		G-11		
			谷津	700	70	10,509	3,763		G-11		
			榎峠支	320	20	2,975	588		F-11		
			諏訪沢	500	31	1,948	2,720		G-10		
	小計			2,020							

拡張 (改良)	自動車 道及び 軽車道	林道	谷津	1	300	70	10,509	3,763		G-11	
			本山根	1	300	133	3,635	8,484		H-10	
			葉原	1	300	88	3,466	3,466		G-11	
			葉原支	1	300	17	1,947	1,948		H-11	
			植平	1	300	122	2,600	2,600		H-11	
			陣見山	1	100	1,567	99,914	33,058	○	F-11	
拡張 (舗装)			葉原峠		190	22	5,585	646		G-11	
			陣見山		500	1,567	99,914	33,058	○	G-10	
小計			6	2,290							

延長：m 面積：ha 材積：m<sup>3</sup>

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

### (2) 細部路網の整備に関する事項

#### ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県の定める森林管理道作設指針に則り、森林管理道との組み合わせにより効率的な森林施業ができるように開設する。また、開設にあたっては、地形に沿うように設置し作設費用を抑えつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とするため、堅固な土構造による路体を基本とし、構造物は、地形・地質、土質などの条件からやむ得ない場合に限り設置することとする。

#### イ 細部路網の維持管理に関する事項

国及び県が定める森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正な管理をすることとする。

## 4 その他必要な事項

該当なし



## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

林業労働者の就労条件の改善と社会福祉の向上を図り、優秀な林業労働力を確保するため、事業の効率化など森林組合の経営体質を強化する。

現在、専業で林業に従事している人も少数なのが現状である。このため、他組合との連絡体制をより一層強化していき、各種事業の拡充を図るとともに、経営の合理化や林業への意識の向上に努める。

#### (2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

##### ア 林業労働者の育成

林業労働者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実を図り、林業労働者の新規参入及び定着化に努めるものとする。また、森林技術者に対する技術研修会等を実施し、技能の向上・資格取得・IT情報化への対応等を推進し、技術者としての人材養成に努める。

##### イ 林業後継者等の育成

(ア) 農業を含む農林業後継者は労働加重等の労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では増加は期待できない。このため、森林組合を中心に協同組合としての機能を十分発揮できるように育成強化に努める。

(イ) 県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について町としても検討することとし、林業経営の魅力を高めることとする。

(ウ) 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

#### (3) 林業事業体の体質強化方策

本町の林業の担い手である森林組合においては、地域が一体となって安定的な事業量の確保に努めるとともに、受け手の受注体制の整備、また経営の多角化等を通じた事業量の拡大などにより、体質の強化を図ることとする。

また、林業従事者の労働安全の確保、各種社会保険への加入による勤務体系、資金体系等の改善を図り、雇用の通年化に努めることとする。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

#### (1) 林業機械化の促進方向

生産性の向上及び労働強化の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した作業システムの導入を推進する。導入にあたり、機械作業の普及宣伝、林業オペレーターの養成、機械の共同利用といった体制整備を進めるとともに、機械作業に必要となる路網等の施設の整備に努める。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現 状 (参 考)	将 来
伐 倒 造 林 集 材	傾斜地	チェーンソー 集材機	チェーンソー 伐倒 スイングヤーダ 集材 プロセッサ 造材
	緩斜地	チェーンソー クレーン付トラック	ハーベスタ 伐倒、造材 フォワーダ 集材
造 林 保 育 等	地 拵 下 刈	チェーンソー 人力 刈払機	チェーンソー 刈払機
	枝 打	人 力	自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

施業の共同化を促進し森林組合を中心とした事業体で、高性能林業機械を活用して効率的な利用を図る。また、地域の実情にあった新しい作業システムを確立し、オペレーターの養成なども推進する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 林産物の流通・加工施設等の整備方向

本町の素材生産は、森林組合、個々の林業従事者及び木材生産業者により行われ、原木市場等への出荷及び近隣地域の製材業者等での加工に供されている。

間伐材の市場への出荷については、出荷コストと単価に配慮をすると収益が出ず、現状では出荷しにくい状況であるが、運搬費用に対する補助制度確立の要望を継続して行い、町内林業従事者の要望に応じていく。

シイタケ等特用林産物については、生産技術の向上により品質を高め、加工販売施設の充実に努めるとともに、農産物直売所等の利用を図り、観光客等消費者への直売体制の整備を推進する。

○ 林産物の生産(特用林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参 考)			計 画			備 考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
生産施設	岩田	429 m <sup>2</sup>	1				
チップ工場	矢那瀬	工場 : 730 m <sup>2</sup> 事務所等 : 71 m <sup>2</sup> ストックヤード : 457 m <sup>2</sup>	2				

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次のとおり定める。

##### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域は長瀬町全域とする。

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に、植栽木の保護措置（防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等）又は捕獲（わな捕獲、銃器による捕獲等）による鳥獣害防止対策を推進し、被害防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図りながら、必要な施策を講じるものとする。

##### 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	長瀬町全域（計 63 林班）	2,111

##### 2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域において、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止に努めるものとする。また、野生鳥獣の行動把握・被害状況把握等に努めるものとする。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は、依然被害の続いている箇所に対して引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ病についても、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ることとする。

森林病虫害等の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合については、伐採の促進に関する指導等を行う場合がある。

#### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、関係行政機関、森林組合、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を図っていく。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ等による食害、剥皮被害を防止するため、植栽木の保護措置（防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等）等の対策について、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等と協力しながら推進する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

### 3 林野火災の予防の方法

山林火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、防火貯水槽の設置、消火機材等の配備及び作業道の充実により防災管理網を整備する。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

長瀬町の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の許可の手続その他必要な事項については、長瀬町火入れに関する条例による。

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

#### (2) その他

該当なし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

森林のうち、下表に掲げる森林について森林浴、自然観察等に適した森林として広く利用に供するための適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

森林の所在		森林の林種別面積(ha)						備 考
位 置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
長瀬町	別表3 参照	280.63	96.27	182.53	0	1.50	0.33	

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、多様な施業を森林の特色をふまえ積極的に実施するものとする。

また、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐除伐等の保育を積極的に行うものとする。

施業の区分	施 業 の 方 法
造林	原則として拡大造林は行わないものとする。植栽に当たっては土壌等の自然的条件や区域の景観を勘案し、適地適木を第一として樹種を選定する。
保育	Ⅱの第3の2「保育の種別の標準的な方法」に準ずる。
伐採	原則として長伐期施業とする。ただし、県立公園第一種特別地域にあつては択伐による複層林施業とする。
その他	人工林以外の森林の整備にあたっては、地域の景観を勘案した施業を行う。

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の平均樹高(その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高)を定めるものとする。

### (1) 森林保健施設の整備

施設の整備	
① 整備することが望ましい施設	管理施設、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設。
② 留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とする</li><li>・とともに、切土、盛土を最小限とする配置をすること。</li><li>・遊歩道は、利用者が多用な林相に接することができるよう配置するとともに、快適な利用がなされるよう、定期的な刈り払い等のメンテナンスを行うこと。</li></ul>

### (2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
スギ	18m	
ヒノキ	18m	
その他	14m	

### 4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全の確保に留意することとする。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況、その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められた区域

森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
長瀬右岸	1 から 23	776.53
長瀬左岸	24 から 63	1334.64
	合計	2,111.17

### (2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- (ア) IIの第4「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」  
(イ) IIの第5の3「森林の経営施業を実施する上で留意すべき事項」及びIIの第6の3「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」  
(ウ) III「森林の保護に関する事項」

### 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

町内の森林は、県を代表する景勝地「長瀬」の形成要素であり、観光資源でもあることから、森林の総合利用については、地況、獣害等を勘案して指導すること。

### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

#### (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

小・中学生をはじめとする青少年、また一般住民に対して、森林の重要性を体験する研修会等を開催し、同時に森林・林業体験プログラムを組み込むことで、企業・一般住民の森林づくりへの直接参加を推進する。

#### (2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

### **(3) その他**

町内の森林は、県を代表する景勝地「長瀬」の形成要素であり、観光資源でもあることから、森林の総合利用については、地況、獣害等を勘案して指導すること。

## **6 その他必要な事項**

### **(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項**

県やその他関係機関との連携をより密にして、森林施業の技術及び知識の向上に努める。

さらに、森林所有者等への普及啓発活動を通じて、施業意欲の向上を図る。

### **(2) 森林の保護及び管理に関する事項**

病虫害、獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する復旧を進めるとともに、適正な林分密度を保つような森林整備に努める。

また、山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道の整備、森林巡視を強化するとともに、防火線、防火帯等の整備を進める。



別記 国立公園・県立自然公園特別地域における森林の施業

区 分	森 林 施 業
第一種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 単木択伐法によるものであること。</li> <li>2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した伐採率が当該区分の現在蓄積の10%以下であること。</li> <li>3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が市町村森林整備計画で定められた標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。</li> </ol>
第二種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。</li> <li>(2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が市町村森林整備計画で定められた標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。</li> <li>(3) 公園事業に係る施設（自然公園法施行令第1条第7号、第10号、第11号、埼玉県自然公園条例施行規則（昭和49年規則第31号）第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。</li> </ol> </li> <li>2 皆伐法によるものにあつては、1(2)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。</li> <li>(2) 1伐区の面積が2ha以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りではない。</li> <li>(3) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。</li> <li>(4) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。</li> </ol> </li> </ol>
第三種特別地域	<p>全般的に風致の維持に考慮し、特に施業の制限はない。</p>

別表1 公益的機能別森林の区域

区 分	森林の区域	面積 (h a)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵養機能維持増進森林)	概要図のとおり	230.38
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (土砂災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林)	・概要図のとおり 上記のほか ・埼玉県農林公社営林	(268.17) (155.31)
	小計	423.48
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健文化機能維持増進森林)	概要図のとおり	280.63
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産機能維持増進森林)	概要図のとおり	1,371.15

※ 上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

別表2 公益的機能別森林の施業の方法

区分	施業の方法		森林の区域			面積 (ha)	
			大字	林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		岩田	6、7	すべての小班	61.5	
			風布	16～18	すべての小班	90.36	
			野上	48	1～11、14～18、21～33、403、405、406	40.38	
			野上下郷	53	3～48、52、54～80、83	35.56	
			小計			227.8	
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		別表2附表1のとおり(土流・土崩防備保安林、砂防指定地)			264.39	
			別表2附表2のとおり(県立自然公園第2種特別区域)			274.84	
			上記のほか 埼玉県農林公社営林			145.53	
			小計			684.76	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)		該当なし			—
		複層林施業を推進すべき森林(県立自然公園第1種特別地域)	井戸	23	51～52、104～106	0.31	
			長瀬	26	111～119	0.43	
			本野上	33	109	0.42	
			小計			1.16	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし			—	

別表2 附表1 長伐期施業を推進すべき森林（土流・土崩防備保安林、砂防指定地）

No. 1

面積：ha

大字	林班	小班	枝番	面積
岩田	1	2	0	0.84
岩田	1	3	1	0.31
岩田	1	3	2	0.61
岩田	1	4	0	0.59
岩田	1	5	1	0.1
岩田	1	5	2	0.17
岩田	1	11	3	0.07
岩田	1	16	0	0.17
岩田	1	26	0	0.14
岩田	1	27	0	0.48
岩田	1	28	1	0.5
岩田	1	28	2	0.21
岩田	1	28	3	0.2
岩田	1	28	4	0.5
岩田	1	29	0	0.27
岩田	1	30	0	0.12
岩田	1	32	0	0.25
岩田	1	33	0	1.01
岩田	1	34	0	0.74
岩田	1	35	0	0.7
岩田	1	36	1	0.2
岩田	1	36	2	0.21
岩田	1	37	0	0.29
岩田	2	3	0	2.8
岩田	2	6	0	1.3
岩田	2	33	1	0.41
岩田	2	33	2	0.19
岩田	2	33	3	0.1
岩田	2	34	1	0.74
岩田	2	34	2	0.5
岩田	2	59	1	0.3
岩田	2	59	2	0.3
岩田	2	60	0	0.36
岩田	2	61	1	0.03

大字	林班	小班	枝番	面積
岩田	2	61	2	0.04
岩田	2	62	0	0.14
岩田	2	64	0	0.17
岩田	2	65	1	0.07
岩田	2	65	2	0.1
岩田	2	66	0	0.1
岩田	2	67	0	0.11
岩田	2	68	0	0.09
岩田	2	68	0	0.08
岩田	2	69	0	0.19
岩田	2	70	1	0.04
岩田	2	70	2	0.14
岩田	2	72	0	0.94
岩田	2	73	1	0.46
岩田	2	73	2	0.54
岩田	3	26	0	0.25
岩田	3	32	1	0.15
岩田	3	32	2	0.04
岩田	3	35	0	1.26
岩田	3	35	0	1.26
岩田	3	36	1	0.87
岩田	3	36	2	0.79
岩田	3	36	3	3.15
岩田	3	40	0	0.47
岩田	3	41	0	1
岩田	3	42	0	2.52
岩田	3	43	0	0.9
岩田	6	7	0	0.02
岩田	6	8	0	0.09
岩田	6	9	0	0.03
岩田	6	10	0	0.01
岩田	6	11	0	0.03
岩田	6	12	0	0.08
岩田	6	13	1	0.07

別表2 附表1 長伐期施業を推進すべき森林（土流・土崩防備保安林、砂防指定地）

No. 2

面積：ha

大字	林班	小班	枝番	面積
岩田	6	13	2	0.15
岩田	6	14	0	0.04
岩田	6	15	0	0.06
岩田	6	46	1	0.09
岩田	6	46	2	0.09
岩田	6	47	0	0.33
岩田	6	48	0	0.26
岩田	6	49	0	0.12
岩田	6	50	0	0.15
岩田	6	51	1	0.19
岩田	6	51	2	0.05
岩田	6	52	0	0.03
岩田	6	53	0	1.16
岩田	6	54	0	0.59
岩田	6	55	0	0.92
岩田	6	56	0	0.59
岩田	6	57	0	0.81
岩田	6	58	0	0.69
岩田	6	59	1	0.22
岩田	6	59	2	0.14
岩田	6	59	3	1.38
岩田	6	85	0	0.02
岩田	6	87	0	0.11
岩田	6	88	1	0.07
岩田	6	88	2	0.07
岩田	6	89	0	0.06
岩田	7	6	0	0.02
岩田	7	7	0	0.02
岩田	7	8	0	0.01
岩田	7	9	0	0.02
岩田	7	15	1	0.05
岩田	7	31	0	0.3
岩田	7	32	1	0.06
岩田	7	32	2	0.04

大字	林班	小班	枝番	面積
岩田	8	19	1	0.3
岩田	8	19	2	0.3
岩田	8	20	1	0.25
岩田	8	20	2	0.2
岩田	8	20	3	0.05
岩田	8	21	0	0.43
岩田	8	22	0	0.43
岩田	8	23	0	0.58
岩田	8	24	1	0.07
岩田	8	24	2	0.07
岩田	8	26	0	0.57
岩田	8	27	0	0.11
岩田	8	28	0	0.3
岩田	8	29	0	1.18
岩田	8	30	1	0.13
岩田	8	30	2	0.01
岩田	8	31	1	0.25
岩田	8	31	2	0.29
岩田	8	31	3	0.1
岩田	8	31	4	0.24
岩田	8	31	5	3.44
岩田	8	31	6	0.1
岩田	8	31	7	0.87
岩田	8	31	8	0.05
岩田	8	31	9	0.25
岩田	8	31	10	0.13
岩田	8	31	11	0.02
岩田	8	31	12	0.09
岩田	8	31	13	0.21
岩田	8	31	14	0.09
岩田	8	31	15	0.06
岩田	8	32	1	0.04
岩田	8	32	2	0.02
岩田	8	45	0	0.19

別表2 附表1 長伐期施業を推進すべき森林（土流・土崩防備保安林、砂防指定地）

No. 3

面積：ha

大字	林班	小班	枝番	面積
岩田	8	48	0	0.28
岩田	8	49	0	0.03
岩田	8	63	0	0.02
岩田	8	64	0	0.02
井戸	10	29	0	0.24
井戸	10	29	0	0.23
井戸	10	30	1	0.08
井戸	10	30	2	0.08
井戸	10	31	0	0.1
井戸	10	32	0	0.15
井戸	10	33	0	0.16
井戸	10	34	0	0.27
井戸	10	38	0	0.05
井戸	12	15	0	1.82
井戸	12	16	0	2.59
井戸	12	17	0	0.28
井戸	12	18	0	0.89
井戸	12	19	0	1.82
井戸	12	25	0	0.06
井戸	12	26	1	0.08
井戸	12	26	2	0.37
井戸	12	30	1	0.49
井戸	12	30	2	0.21
井戸	12	30	3	0.29
井戸	12	31	0	0.31
井戸	12	32	1	0.3
井戸	12	32	2	1.53
井戸	12	33	1	0.2
井戸	12	33	2	0.85
井戸	12	33	3	0.75
井戸	12	33	4	2.33
井戸	12	38	0	1.53
井戸	12	62	0	0.27
井戸	12	64	1	1.19

大字	林班	小班	枝番	面積
井戸	12	64	2	0.09
井戸	12	64	3	1.38
井戸	12	64	4	1.07
井戸	12	65	0	0.45
井戸	12	66	0	2.26
井戸	12	67	0	3.94
井戸	12	68	1	2.28
井戸	12	68	2	0.7
井戸	12	69	0	0.38
井戸	12	70	0	0.57
井戸	12	71	0	0.86
井戸	12	72	0	0.86
井戸	12	73	1	2.4
井戸	12	73	2	0.92
井戸	12	73	3	0.21
井戸	12	73	4	2.57
井戸	12	73	5	3.57
井戸	13	1	0	0.3
井戸	13	2	0	0.31
井戸	13	3	0	0.71
井戸	13	4	0	0.71
井戸	13	5	0	0.46
井戸	13	6	0	0.32
井戸	13	7	0	0.03
井戸	13	8	0	0.03
井戸	13	35	0	0.17
井戸	13	36	0	0.12
井戸	13	36	0	0.03
井戸	13	50	0	0.09
井戸	13	64	0	0.29
井戸	13	65	0	0.05
井戸	13	71	0	0.08
井戸	13	72	0	0.25
井戸	13	73	0	0.05

別表2 附表1 長伐期施業を推進すべき森林（土流・土崩防備保安林、砂防指定地）

No. 4

面積：ha

大字	林班	小班	枝番	面積
井戸	13	74	0	0.11
井戸	14	2	0	0.16
井戸	14	3	0	0.07
井戸	14	59	0	0.08
井戸	14	60	1	0.6
井戸	14	60	2	0.32
井戸	14	60	4	0.11
井戸	14	64	0	0.11
井戸	14	65	0	0.06
井戸	14	66	0	0.34
井戸	14	67	0	0.06
井戸	14	68	0	0.51
井戸	14	69	0	0.03
井戸	14	70	0	0.06
井戸	14	71	1	0.09
井戸	14	71	2	0.36
井戸	14	72	1	0.4
井戸	14	76	0	1.1
井戸	14	77	0	0.26
井戸	14	78	0	0.13
井戸	14	79	0	0.03
井戸	14	80	0	0.11
井戸	14	96	0	0.2
井戸	14	97	0	0.09
井戸	14	98	0	0.05
井戸	14	99	0	0.31
井戸	14	101	0	0.08
井戸	14	102	0	0.02
井戸	14	103	0	0.12
井戸	14	104	0	0.02
井戸	14	105	0	0.28
井戸	14	106	0	0.07
井戸	14	107	0	0.06
井戸	14	108	0	0.2

大字	林班	小班	枝番	面積
井戸	14	109	1	0.17
井戸	14	109	2	0.03
井戸	14	110	0	0.09
井戸	14	111	0	0.05
井戸	14	129	1	0.75
井戸	14	129	2	0.76
井戸	14	129	3	0.11
井戸	14	129	4	0.36
井戸	14	130	0	0.25
井戸	14	131	1	0.13
井戸	14	131	2	0.54
井戸	15	21	0	0.2
井戸	15	32	0	0.47
井戸	15	35	0	0.27
井戸	15	36	1	0.3
井戸	15	36	2	0.1
井戸	15	37	0	0.18
井戸	15	38	1	0.2
井戸	15	38	2	0.19
井戸	15	39	0	0.48
井戸	15	40	0	0.23
井戸	15	58	0	0.07
風布	16	42	1	0.07
風布	16	42	2	0.02
風布	16	77	0	0.13
風布	16	79	1	0.18
風布	16	79	2	0.23
風布	16	79	3	0.13
風布	16	80	0	0.05
風布	16	98	0	0.1
風布	17	47	0	0.05
風布	17	48	0	0.11
風布	17	49	1	0.18
風布	17	49	2	0.02

別表2 附表1 長伐期施業を推進すべき森林（土流・土崩防備保安林、砂防指定地）

No. 5

面積：ha

大字	林班	小班	枝番	面積
風布	17	49	3	0.11
風布	17	65	5	0.01
風布	18	5	1	0.02
風布	18	5	2	0.08
風布	18	5	3	0.64
風布	18	5	4	0.69
風布	18	5	5	0.13
風布	18	6	1	0.4
風布	18	6	3	0.14
風布	18	7	0	0.01
風布	18	7	0	0.01
風布	18	8	1	0.01
風布	18	9	0	0.13
風布	18	10	0	0.32
風布	18	11	0	1.87
風布	18	12	0	0.19
風布	18	13	0	0.21
風布	18	36	0	0.09
風布	18	39	0	0.29
風布	19	58	1	0.2
風布	19	58	2	0.1
風布	19	58	3	0.1
風布	19	58	4	0.04
風布	19	60	1	0.2
風布	19	60	2	0.16
風布	19	61	0	0.39
風布	19	62	0	0.1
風布	19	63	0	0.03
風布	19	64	1	0.56
風布	19	64	2	0.24
風布	19	76	1	0.3
風布	19	76	2	0.99
風布	19	78	0	0.55
風布	19	80	0	0.25

大字	林班	小班	枝番	面積
井戸	22	32	0	0.03
井戸	22	59	0	0.06
井戸	22	60	0	0.06
井戸	22	61	0	0.1
井戸	22	84	0	0.11
井戸	22	114	1	0.06
井戸	22	114	2	0.08
井戸	22	141	1	0.02
井戸	22	141	2	0.02
井戸	22	142	1	0.02
井戸	22	142	2	0.01
井戸	22	143	1	0.03
井戸	22	143	2	0.02
井戸	22	143	3	0.01
井戸	22	144	0	0.35
井戸	22	152	0	0.22
井戸	22	153	0	0.49
井戸	23	2	0	0.01
井戸	23	3	0	0.13
井戸	23	4	1	1.12
井戸	23	4	2	0.01
井戸	23	4	3	0.02
井戸	23	5	1	0.09
井戸	23	5	2	0.01
井戸	23	5	3	0.01
井戸	23	12	0	0.41
井戸	23	13	0	0.43
井戸	23	15	1	0.1
井戸	23	15	2	0.09
井戸	23	16	0	0.16
井戸	23	17	0	0.22
井戸	23	18	1	0.1
井戸	23	18	2	0.4
井戸	23	18	3	0.6



別表2 附表1 長伐期施業を推進すべき森林（土流・土崩防備保安林、砂防指定地）

No. 6

面積：ha

大字	林班	小班	枝番	面積
井戸	23	18	4	0.23
井戸	23	28	1	0.75
井戸	23	28	2	0.22
井戸	23	31	0	0.41
井戸	23	32	0	0.49
井戸	23	40	1	0.32
井戸	23	40	2	0.32
井戸	23	41	0	0.07
井戸	23	42	0	0.37
井戸	23	43	1	0.07
井戸	23	43	2	0.1
井戸	23	43	3	0.1
井戸	23	43	4	0.1
井戸	23	44	0	0.09
井戸	23	45	0	0.37
井戸	23	46	0	0.38
井戸	23	47	1	0.18
井戸	23	47	2	0.18
井戸	23	48	0	0.19
井戸	23	49	0	0.25
井戸	23	50	1	0.1
井戸	23	50	2	0.49
井戸	23	53	0	0.13
井戸	23	54	0	0.21
井戸	23	55	0	0.27
井戸	23	56	0	0.09
井戸	23	57	1	0.1
井戸	23	57	2	0.09
井戸	23	59	0	0.05
井戸	23	60	0	0.04
井戸	23	61	0	0.14
井戸	23	62	0	0.19
井戸	23	63	0	0.88
井戸	23	64	1	0.1

大字	林班	小班	枝番	面積
井戸	23	64	2	0.22
井戸	23	65	0	0.47
井戸	23	66	1	0.15
井戸	23	66	2	0.78
井戸	23	67	0	0.04
井戸	23	67	0	0.04
井戸	23	75	0	0.2
井戸	23	76	0	0.25
井戸	23	77	0	0.26
井戸	23	81	1	0.47
井戸	23	81	2	0.2
井戸	23	82	0	0.24
井戸	23	89	0	0.14
井戸	23	90	1	0.24
井戸	23	90	2	0.69
井戸	23	90	3	0.2
井戸	23	91	0	0.23
井戸	23	92	0	0.29
井戸	23	93	0	1.99
井戸	23	94	0	0.24
井戸	23	95	2	0.13
井戸	23	98	0	1.07
井戸	23	99	0	1.56
井戸	23	100	0	0.91
井戸	23	101	0	0.69
井戸	23	102	0	0.99
井戸	23	103	0	0.31
長瀬	24	101	0	0.14
長瀬	24	102	1	0.04
長瀬	24	102	2	0.04
長瀬	24	124	0	0.08
長瀬	24	126	0	0.02
長瀬	24	127	0	0.07
長瀬	25	26	0	0.13

別表2 附表1 長伐期施業を推進すべき森林（土流・土崩防備保安林、砂防指定地）

No. 7

面積：ha

大字	林班	小班	枝番	面積
長瀬	25	27	0	0.12
長瀬	25	67	6	0.04
長瀬	25	68	0	0.08
長瀬	25	162	1	1.02
長瀬	25	162	2	0.14
長瀬	25	163	1	0.88
長瀬	25	163	2	0.17
長瀬	26	102	0	0.09
長瀬	26	109	0	0.09
長瀬	28	22	1	0.2
長瀬	28	22	2	0.2
本野上	32	17	1	0.01
本野上	32	17	3	0.02
本野上	32	56	1	0.04
本野上	32	56	1	0.01
本野上	32	56	2	0.05
本野上	33	24	0	0.3
本野上	33	30	0	0.28
本野上	33	31	0	0.04
本野上	33	32	0	0.06
本野上	33	33	0	0.19
本野上	33	34	1	1.93
本野上	33	34	2	0.2
本野上	33	35	1	0.2
本野上	33	35	2	0.18
本野上	33	35	3	0.5
本野上	33	35	4	0.1
本野上	33	58	1	0.1
本野上	33	58	2	0.2
本野上	33	58	3	0.1
本野上	33	59	0	0.46
本野上	33	74	0	0.28
本野上	33	78	1	0.1
本野上	33	78	2	0.38

大字	林班	小班	枝番	面積
本野上	33	78	3	0.3
本野上	33	79	0	0.45
中野上	35	1	0	0.03
中野上	35	2	0	0.1
中野上	35	3	0	0.08
中野上	35	4	0	2
中野上	35	9	1	0.44
中野上	35	9	2	0.2
中野上	35	11	1	0.21
中野上	35	11	2	0.2
中野上	35	37	0	1.34
中野上	35	38	1	0.07
中野上	35	38	2	0.06
中野上	35	68	0	0.02
中野上	35	69	1	0.01
中野上	35	69	2	0.05
中野上	35	69	3	0.24
中野上	35	70	0	0.58
中野上	35	73	0	0.39
中野上	35	74	1	0.13
中野上	35	74	2	0.06
中野上	35	74	3	0.09
中野上	36	3	0	0.19
中野上	36	4	0	0.05
中野上	36	5	0	0.14
中野上	36	7	0	0.09
中野上	36	47	0	1.07
中野上	38	1	0	0.01
中野上	38	2	0	0.05
中野上	38	3	0	0.1
中野上	38	4	1	0.02
中野上	38	4	2	0.06
中野上	38	4	3	0.07
中野上	38	10	1	0.18

面積：ha

大字	林班	小班	枝番	面積
中野上	38	10	2	0.07
中野上	38	10	3	0.03
中野上	38	12	0	0.19
中野上	38	18	0	0.17
中野上	38	27	1	0.18
中野上	38	27	2	0.18
中野上	38	29	1	1.56
中野上	38	30	1	0.92
中野上	38	30	2	0.92
中野上	38	33	0	0.05
中野上	38	61	0	0.14
中野上	38	62	1	0.09
中野上	39	68	0	0.14
中野上	39	69	0	0.18
中野上	39	70	0	0.19
中野上	39	71	0	0.08
中野上	39	76	1	0.06
中野上	39	76	2	0.12
中野上	39	76	3	0.12
中野上	39	88	0	0.05
中野上	39	89	0	0.09
中野上	39	91	0	0.08
中野上	39	92	0	0.05
野上下郷	40	69	3	0.02
野上下郷	40	69	4	0.03
野上下郷	40	70	0	0.07
野上下郷	41	56	0	0.65
野上下郷	41	68	1	0.02
野上下郷	41	68	2	0
野上下郷	41	68	3	0.01
野上下郷	41	69	0	0.12
野上下郷	41	89	0	1.44
野上下郷	41	317	0	0.18
野上下郷	42	2	0	0.05

大字	林班	小班	枝番	面積
野上下郷	42	103	2	0.03
野上下郷	42	104	4	0.05
野上下郷	42	107	1	0.12
野上下郷	42	107	2	0.06
野上下郷	42	107	3	0.02
野上下郷	42	107	4	0.02
野上下郷	42	107	5	0.03
野上下郷	42	107	6	0.11
野上下郷	42	107	7	0.06
野上下郷	42	108	0	0.22
野上下郷	42	110	0	0.05
野上下郷	42	111	0	0.03
野上下郷	43	1	1	0.08
野上下郷	43	1	2	0.02
野上下郷	43	1	3	0.05
野上下郷	46	86	0	0.02
野上下郷	46	91	1	0.04
野上下郷	46	91	2	0.01
野上下郷	46	91	3	0.01
野上下郷	46	92	1	0.08
野上下郷	46	92	2	0.04
野上下郷	46	92	2	0.01
野上下郷	46	93	2	0.5
野上下郷	46	93	3	0.05
野上下郷	46	93	4	0.07
野上下郷	46	98	0	0.25
野上下郷	46	100	0	0.05
野上下郷	46	101	0	0.03
野上下郷	47	98	0	0.03
野上下郷	47	100	0	0.04
野上下郷	47	101	0	0.1
野上下郷	47	102	0	0.08
野上下郷	47	117	1	1.45
野上下郷	47	117	2	0.5

別表2 附表1 長伐期施業を推進すべき森林（土流・土崩防備保安林、砂防指定地）

No. 9

面積：ha

大字	林班	小班	枝番	面積
野上下郷	47	117	3	0.3
野上下郷	47	117	4	0.5
野上下郷	47	117	5	1.03
野上下郷	47	117	6	1.72
野上下郷	47	117	7	0.5
野上下郷	47	117	8	0.73
野上下郷	47	117	9	1.46
野上下郷	47	117	10	1.95
野上下郷	47	117	11	0.73
野上下郷	47	117	12	0.08
野上下郷	47	117	13	0.1
野上下郷	47	117	14	0.12
野上下郷	48	29	0	1.2
野上下郷	48	30	0	0.9
野上下郷	48	31	0	1.85
野上下郷	48	32	1	0.1
野上下郷	48	32	2	1.7
野上下郷	48	33	1	1.92
野上下郷	48	33	2	0.43
野上下郷	48	33	3	0.59
野上下郷	49	2	0	0.09
野上下郷	49	3	1	0.04
野上下郷	49	3	2	0.05
野上下郷	49	13	1	0.46
野上下郷	49	13	2	0.45
野上下郷	49	13	3	0.2
野上下郷	49	20	0	0.85
野上下郷	49	21	1	0.55
野上下郷	49	21	2	0.6
野上下郷	49	22	0	0.76
野上下郷	49	23	0	0.75
野上下郷	49	24	0	0.36
野上下郷	49	25	0	0.5
野上下郷	49	26	0	0.36

大字	林班	小班	枝番	面積
野上下郷	49	27	0	0.66
野上下郷	49	28	1	0.66
野上下郷	49	28	2	0.43
野上下郷	49	28	3	0.91
野上下郷	49	28	4	0.27
野上下郷	49	28	5	1.3
野上下郷	50	5	0	0.25
野上下郷	50	6	1	0.51
野上下郷	50	6	2	0.51
野上下郷	50	7	0	0.12
野上下郷	50	8	1	0.1
野上下郷	50	8	2	0.1
野上下郷	50	9	0	0.07
野上下郷	50	10	0	0.4
野上下郷	50	11	0	0.15
野上下郷	50	19	1	0.33
野上下郷	50	19	2	0.1
野上下郷	51	126	0	0.11
野上下郷	51	129	0	0.24
野上下郷	51	130	0	0.19
野上下郷	52	12	1	0.28
野上下郷	52	12	2	0.04
野上下郷	52	12	3	0.1
野上下郷	52	13	1	0.13
野上下郷	52	13	2	0.05
野上下郷	52	15	0	0.04
野上下郷	52	17	0	0.53
野上下郷	52	23	0	0.17
野上下郷	52	24	1	0.13
野上下郷	52	24	2	0.08
野上下郷	52	25	0	0.1
野上下郷	52	40	0	0.03
野上下郷	52	89	0	0.18
野上下郷	52	90	0	0.21

別表2 附表1 長伐期施業を推進すべき森林（土流・土崩防備保安林、砂防指定地）

No. 10

面積：ha

大字	林班	小班	枝番	面積
野上下郷	52	104	2	0.03
野上下郷	53	1	0	1.79
野上下郷	53	2	0	0.39
野上下郷	53	49	0	0.01
野上下郷	53	50	0	0.05
野上下郷	53	51	0	0.07
野上下郷	53	53	0	0.2
野上下郷	53	84	1	0.05
野上下郷	53	84	2	0.1
野上下郷	53	84	3	0.09
野上下郷	53	85	1	0.2
野上下郷	53	85	2	0.65
野上下郷	53	86	0	0.33
野上下郷	53	87	2	0.19
野上下郷	53	88	0	0.03
野上下郷	54	30	0	0.02
野上下郷	54	42	0	0.43
野上下郷	54	43	0	0.15
野上下郷	54	45	1	0.49
野上下郷	54	45	2	0.15
野上下郷	54	45	3	0.23
野上下郷	54	46	0	0.67
野上下郷	54	47	0	0.17
野上下郷	54	49	1	1.06
野上下郷	54	49	2	0.3
野上下郷	54	49	3	0.2
野上下郷	54	50	0	0.03
野上下郷	54	51	0	0.01
野上下郷	54	52	0	0.01
野上下郷	54	53	1	0.06
野上下郷	54	53	2	0.15
野上下郷	54	53	3	0.54
野上下郷	54	54	1	0.23
野上下郷	54	54	2	0.24

大字	林班	小班	枝番	面積
野上下郷	54	54	3	0.47
矢那瀬	55	50	1	0.57
矢那瀬	55	50	2	0.07
矢那瀬	55	51	4	0.15
矢那瀬	55	51	5	0.2
矢那瀬	55	52	1	0.12
矢那瀬	55	52	1	0.11
矢那瀬	55	52	2	0.33
矢那瀬	55	53	1	0.42
矢那瀬	55	53	2	0.11
矢那瀬	55	54	0	0.46
矢那瀬	55	55	1	0.12
矢那瀬	55	55	2	0.06
矢那瀬	55	56	1	0.11
矢那瀬	55	56	2	0.1
矢那瀬	56	11	1	0.01
矢那瀬	56	11	2	0.04
矢那瀬	56	19	1	0.5
矢那瀬	56	19	2	0.25
矢那瀬	56	20	2	1.02
矢那瀬	56	21	0	0.34
矢那瀬	56	22	0	0.96
矢那瀬	56	23	0	0.1
矢那瀬	56	24	0	0.13
矢那瀬	56	25	0	0.1
矢那瀬	56	26	0	0.12
矢那瀬	56	27	0	0.2
矢那瀬	57	27	0	0.02
矢那瀬	58	55	0	0.05
矢那瀬	58	56	0	1.23
矢那瀬	58	57	0	0.22
矢那瀬	58	58	0	0.12
矢那瀬	58	59	0	0.05
矢那瀬	58	62	0	0.2

別表2 附表1 長伐期施業を推進すべき森林（土流・土崩防備保安林、砂防指定地）

No. 11

面積：ha

大字	林班	小班	枝番	面積
矢那瀬	58	63	0	0.2
矢那瀬	58	67	0	0.03
矢那瀬	58	68	0	0.2
矢那瀬	58	69	0	0.12
矢那瀬	58	69	0	0.03
矢那瀬	58	70	0	0.12
矢那瀬	58	71	0	0.03
矢那瀬	58	72	0	0.02
矢那瀬	58	73	0	1.23
矢那瀬	58	74	1	0.12
矢那瀬	58	74	2	0.4
矢那瀬	58	75	0	0.13
矢那瀬	58	76	0	0.17
矢那瀬	58	77	0	0.02
矢那瀬	58	78	0	0.01
矢那瀬	58	79	0	0.12
矢那瀬	58	80	0	0.03
矢那瀬	58	81	1	0.02
矢那瀬	58	81	2	0.09
矢那瀬	58	82	0	0.11
矢那瀬	59	17	0	0.27
矢那瀬	59	18	0	0.08
矢那瀬	59	19	1	0.1
矢那瀬	59	19	2	0.37
矢那瀬	59	20	0	0.03
矢那瀬	59	21	0	0.19
矢那瀬	59	21	0	0.08
矢那瀬	59	22	0	0.05
矢那瀬	59	23	1	0.15
矢那瀬	59	23	2	0.12
矢那瀬	59	24	0	0.08
矢那瀬	59	26	0	0.04
矢那瀬	59	27	0	0.02
矢那瀬	59	28	0	0.32

大字	林班	小班	枝番	面積
矢那瀬	59	29	1	0.08
矢那瀬	59	29	2	0.09
矢那瀬	59	30	0	0.03
矢那瀬	59	31	0	0.06
矢那瀬	59	32	0	0.2
矢那瀬	59	33	0	0.16
矢那瀬	59	34	1	0.29
矢那瀬	59	34	2	0.18
矢那瀬	59	34	3	0.1
矢那瀬	59	35	0	0.02
矢那瀬	59	36	0	0.05
矢那瀬	59	37	1	0.02
矢那瀬	59	37	2	0.01
矢那瀬	59	37	3	0.03
矢那瀬	59	38	0	0.46
矢那瀬	59	39	0	0.01
矢那瀬	59	40	0	0.11
矢那瀬	59	41	0	0.17
矢那瀬	59	42	1	0.09
矢那瀬	59	42	2	0.08
矢那瀬	59	43	1	0.04
矢那瀬	59	43	2	0.25
矢那瀬	59	44	0	0.25
矢那瀬	59	45	0	0.2
矢那瀬	59	46	0	0.08
矢那瀬	59	47	1	0.09
矢那瀬	59	47	2	0.08
矢那瀬	59	47	3	0.17
矢那瀬	59	48	1	0.16
矢那瀬	59	48	2	0.03
矢那瀬	59	48	3	0.03
矢那瀬	59	48	4	0
矢那瀬	59	49	1	0.13
矢那瀬	59	49	2	0.06

別表2 附表1 長伐期施業を推進すべき森林(土流・土崩防備保安林、砂防指定地)

No. 12

面積: ha

大字	林班	小班	枝番	面積
矢那瀬	59	50	0	0.32
矢那瀬	59	51	0	0.07
矢那瀬	59	52	0	0.04
矢那瀬	59	53	1	0.18
矢那瀬	59	53	1	0.18
矢那瀬	59	53	2	0.04
矢那瀬	59	53	3	0.01
矢那瀬	59	57	0	0.21
矢那瀬	59	58	0	0.08
矢那瀬	59	59	1	0.09
矢那瀬	59	59	2	0.17
矢那瀬	59	60	0	0.14
矢那瀬	59	61	0	0.1
矢那瀬	59	62	0	0.2
矢那瀬	59	73	0	0.11
矢那瀬	59	74	0	0.33
矢那瀬	59	80	0	0.03
矢那瀬	59	81	1	0.1
矢那瀬	59	81	2	0.1
矢那瀬	59	82	0	0.06
矢那瀬	59	83	0	0.04
矢那瀬	59	87	0	0.09
矢那瀬	59	88	1	0.2
矢那瀬	59	88	2	0.16
矢那瀬	59	89	0	0.11
矢那瀬	59	90	0	0.19
矢那瀬	59	91	0	0.03
矢那瀬	59	92	0	0.42
矢那瀬	59	93	0	0.03
矢那瀬	59	94	0	0.07
矢那瀬	59	95	0	0.16
矢那瀬	59	96	0	0.07
矢那瀬	59	97	1	0.05
矢那瀬	59	97	2	0.05

大字	林班	小班	枝番	面積
矢那瀬	59	98	0	0.15
矢那瀬	59	99	0	0.13
矢那瀬	59	100	0	0.31
矢那瀬	59	102	0	0.2
矢那瀬	59	103	1	0.1
矢那瀬	59	103	2	0.03
矢那瀬	59	104	0	0.19
矢那瀬	59	106	0	0.07
矢那瀬	60	23	1	0.16
矢那瀬	60	24	0	0.18
矢那瀬	61	3	0	0.33
矢那瀬	61	5	0	0.04
矢那瀬	61	6	0	0.42
矢那瀬	61	10	0	0.28
矢那瀬	61	11	0	0.07
矢那瀬	61	13	0	0.35
矢那瀬	61	15	0	0.04
矢那瀬	61	17	0	0.08
矢那瀬	61	18	0	0.01
矢那瀬	61	40	0	0.11
矢那瀬	61	41	0	0.95
矢那瀬	61	43	0	0.03
矢那瀬	61	44	0	0.43
矢那瀬	61	45	0	0.08
矢那瀬	61	45	0	0.09
矢那瀬	61	46	0	0.15
矢那瀬	61	46	0	0.06
矢那瀬	61	48	1	0.82
矢那瀬	61	49	2	0.02
矢那瀬	61	50	0	0.12
矢那瀬	61	54	0	0.4
矢那瀬	61	57	2	0.14
矢那瀬	61	5	0	0.6
矢那瀬	61	6	0	0.27





別表2 附表2 長伐期施業を推進すべき森林（県立自然公園第2種特別地域）

森林の区域			面積 (ha)
大字	林班	小班	
井戸	14	1、4～56、61～63、72、75、81～95、100、112～128	29.6
井戸	15	2～20、22～29、41～57、59～99、	25.14
風布	16	1～9	1.73
風布	21	46～56	2.59
井戸	22	1～31、33～58、62～83、85～113、118～139、145～151	44.76
井戸	23	1、6～11、14、19～27、29～30、33～39、68～74、78～80、83、87	14.19
長瀬	24	1～100、103～121、132～155	33.84
長瀬	25	1～25、28～67、69～161、164～165	41.96
長瀬	26	1～101、103～108、110、120～121	27.41
長瀬	27	1～106	38.21
長瀬	28	1～21、24～45	14.88
本野上	33	90～98	0.53
小計			274.84

別表3 保健機能森林の区域

大字	林班	小班	合計面積	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他
井戸	14	1、4~24、26~42、44~49、 51~56、61~63、72、75、 81、82、84、86~88、90~ 95、100、112~128	29.6	13.91	14.83	0	0.72	0.14
井戸	15	1~20、22、24~26、29、41 ~44、46~57、59~79、81 ~83、85、89~99	25.21	8.31	16.82	0	0.08	0
井戸	22	1~31、33~58、62~78、80 ~83、85~87、89~93、97 ~113、117~123、125~139、 145、148~151、801	46.79	14.05	32.46	0	0.28	0
井戸	23	1、6~11、14、19~27、29、 30、33~39、51、52、68~ 74、78~80、83、87、104~ 106	14.5	3.1	11.4	0	0	0
風布	16	1~6、8、9	1.73	0.6	1.13	0	0	0
風布	21	46~50、53~56	2.59	0.52	2.07	0	0	0
長瀬	24	1~100、103~104、113~ 122、132~138、140~152、 154~155	34.78	6.21	28.15	0	0.23	0.19
長瀬	25	1~25、28~38、40~56、58 ~64、66、67、69~77、79 ~161、164、165	42.94	25.71	17.23	0	0	0
長瀬	26	1~94、96~101、103~108、 110~121	27.92	7.8	19.93	0	0.19	0
長瀬	27	1~2、13~34、36~67、69、 71~76、79~94、96、97、 99、100、102~106	38.71	12.75	25.96	0	0	0
長瀬	28	1~5、7~9、17~21、24~ 39、41~45	14.91	3.31	11.6	0	0	0
本野上	33	90、95~98、109	0.95	0	0.95	0	0	0
合計			280.63	96.27	182.53	0	1.50	0.33